

沖縄県景観向上行動計画（“美ら島沖縄”風景づくり行動計画）（案）への意見に対する県の考え方

No	該当箇所	御意見	左記に対する県の考え方
1	p 11	<p>表の市町村役割に次の<u>朱書き追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県・事業者等との広域的な連携を図る。 ・<u>景観上重要な市町村の公共事業を通じた景観向上の具体的推進を図る。</u> ・風景づくり協議会の一員として活動に積極的に参加する。 <p>（上記意見の理由等）</p> <p>これまで市町村の公共事業においては景観検討がほとんど実施されていないことから、“景観上重要な市町村の公共事業を通じた景観向上の具体的推進を図る”と記述し、今後の市町村公共事業での良好な景観形成を後押しするものです。</p>	<p>御意見のとおり修正いたします。</p>
2	p 34	<p>目標指標 に次の<u>朱書き追加</u></p> <p>1 景観アセスメント数 68件(R3年度)、98件(R6) 、128件(R9)、168件(R13) <u>(沖縄県景観評価委員会)</u></p> <p>2 景観アセスメント数 0件(R3年度)、15件(R6) 、30件(R9)、50件(R13) <u>(土木事務所等景観検討会議)</u></p> <p>（上記意見の理由等）</p> <p>p 34の景観アセスメント数の実績 68件(R3年度)は、本庁都市モノレール課主催の景観評価委員会での年度毎対象事業数を単純に合計したもので、実際には数年度に渡り継続して対象事業となる箇所が多いことから、アセスメント箇所数実績としてはそれほど多くありません。今後、景観アセスメント箇所数実績を着実に増やしていくには、これまで開催の少なかった「土木事務所等景観検討会議」を活用していく必要があるため、“（土木事務所等景観検討会議）での、景観アセスメント数 0 件(R3年度)、15件(R6) 、30件(R9)、50件(R13)8 件”と記述するものです。もちろん、このような複雑な記述でなくても、単に目標数を増やすこと（例えば、113件(R6) ）でも構いません。</p>	<p>目標指標については、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画を踏まえて整理しており、御意見いただいた目標指標の追加が困難なため、原文のままとさせていただきます。</p> <p>なお、御指摘のとおり、事業を実施する土木事務所等において景観検討会議を開催し、組織として継続的に取り組むが重要と考えております。景観検討の推進に向けて、引き続き土木事務所等と連携しながら進めていきたいと考えています。</p>
3	p 35	<p>行動項目表 沖縄県の欄に次の<u>朱書き追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観アセスメント(景観評価)システムの運用を推進し、公共事業を通じた良好な景観の創出や維持を進めます。<u>特にまちなみミュージアム候補地区や主要な観光地(旧観光振興地域)等の重点検討事業箇所においては着実に良好な景観形成に努めます。【土木建築部】</u> <p>（上記意見の理由等）</p> <p>沖縄県景観評価委員会での対象事業数が年10件のペースのため、そこから漏れたまちなみミュージアム候補地区や主要な観光地(旧観光振興地域)等の景観重点検討事業箇所の景観検討が実施されていない状況です。そのため“特にまちなみミュージアム候補地区や主要な観光地(旧観光振興地域)等の重点検討事業箇所においては着実に良好な景観形成に努めます。”を追加記述し、重点検討事業箇所における景観検討を確実に実施するようにするものです。単に、“特に重点事業箇所については着実に良好な景観形成に努めます。”でも構いません。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を追記）。「まちなみミュージアム候補地区・促進地区」に引き継いでいくことから、修正しています。</p> <p>・景観アセスメント(景観評価)システムの運用を推進し、公共事業を通じた良好な景観の創出や維持を進めます。特に“美ら島沖縄”風景づくり先導地区・促進地区や主要な観光地などで<u>行う重点検討事業においては着実に良好な景観形成に努めます。【土木建築部】</u></p>
4	p 35	<p>◆行動項目表 市町村の欄に次の<u>朱書き追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県の景観アセスメント(景観評価)システムを参照し、公共事業を通じた良好な景観の創出や維持を進めます。</u> ・広域事業においては、景観アセスメントシステム等を通じて…… <p>（上記意見の理由等）</p> <p>市町村における景観上重要な公共事業での景観検討を推進していくために“県の景観アセスメント(景観評価)システムを参照し、公共事業を通じた良好な景観の創出や維持を進めます。”を追加記述し、市町村の公共事業での景観検討を後押しするものです。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を追記）。</p> <p>・景観上重要な事業や広域事業においては、景観アセスメントシステム等を通じて関係機関と連携しふさわしい景観形成に取り組みます。【土木建築部】</p>